

平成24年度からの入札契約制度の改正について

監理用地課

西予市は、これまで入札・契約の公正性、透明性、競争性の向上を図るために、さまざまな改正を行ってきました、今般、入札契約制度のより一層の改善を図ることとし、次のとおり改正しましたのでお知らせいたします。

1. 一般競争入札の適用範囲の拡大

一般競争入札の適用範囲を次のとおり改正いたします。

- (1) 一般競争入札に付する設計金額が5,000万円以上1億5,000万円未満の建設工事は、事後審査型条件付一般競争入札として実施いたします。
- (2) 一般競争入札に付する設計金額が1億5,000万円以上の建設工事は、事前審査型一般競争入札により実施いたします。

◎詳細につきましては、「西予市事後審査型条件付一般競争入札実施要領」及び「西予市事前審査型一般競争入札実施要領」をご覧ください。

2. 最低制限価格制度の実施

入札に付する設計金額が3,000万円未満の建設工事に最低制限価格を設定し、契約の締結後に公表いたします。

◎詳細につきましては、「西予市建設工事最低制限価格制度実施要綱」をご覧ください。

※入札に付する設計金額が3,000万円以上の建設工事は、従来どおり低入札価格調査の対象といたします。

3. 低入札価格調査制度の適用範囲及び基準価算定式の見直し

入札に付する設計金額が3,000万円以上の建設工事に適用する「低入札価格調査基準価格」及び「失格判断基準価格」の算定式を改正いたします。

また、低入札価格調査基準価格は、契約の締結後に公表いたします。

◎詳細につきましては、「西予市低入札価格調査実施要綱」をご覧ください。

4. 工事費内訳書の見直し

工事内訳書の取り扱いを改正しました。入札に付する設計金額が500万円を超える全工事（業務委託は除く。）が対象となります。なお、対象となる工事で提出がない場合は、入札を無効といたします。

◎詳細につきましては、「工事費内訳書の取扱いについて」をご覧ください。

5. 建設業者の格付の見直し

建設業者の格付の取扱いについて、次のとおり改正いたします。

格付は、原則として2年に1回行い、当該年度（2年間）は変更を行わないといたします。

◎詳細につきましては、「西予市建設業者格付要領」をご覧ください。

※平成25・26年度の建設工事入札参加資格審査より実施いたします。

※経営事項審査結果通知書の写しの提出について、「経営事項審査結果通知書の提出について」をご覧ください。

6. 建設工事等における現場代理人の常駐義務緩和

市内建設業者の受注機会の拡大を図るため、公共工事標準請負契約約款の改正に合わせ、本市の工事請負契約約款の規定を改正し、現場代理人の常駐義務を緩和いたします。

◎詳細につきましては、「現場代理人の常駐義務緩和について」をご覧ください。

7. 物品等競争入札心得の見直し

物品等競争入札心得を改正いたします。

◎詳細につきましては、「西予市物品等競争入札心得」をご覧ください。

※ 平成24年7月1日以降に入札公告又は入札参加指名通知を行う入札から施行いたします。